

## 経営研究調査会研究報告 51 号 「不正調査ガイドライン」の実務上の ポイント ①

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社

旬刊経理情報 2013 年 12 月 10 日号 (No.1366) 掲載記事

近年、企業等が発覚した不正・不祥事の実態解明にあたり、外部委員を選任する実務が定着しつつあり、公認会計士が選任される場合もある。経営研究調査会研究報告第 51 号「不正調査ガイドライン(以下、「本ガイドライン」)」は、公認会計士が不正調査業務の依頼を受けた場合の業務に関する概念や留意事項等について体系的に取りまとめている。本稿では、本ガイドラインについて解説する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見である。

### 1. 作成経緯

本ガイドラインは、公認会計士協会会長からの諮問に基づくものであり、当該諮問を検討するために、経営研究調査会に不正調査専門部会が設置され、公認会計士が委員として、また、弁護士がオブザーバーとして選任された。本専門部会においては、委員やオブザーバーはいずれも第三者委員経験者を含む不正調査(フォレンジック)の専門家であり、日常の調査経験とその基礎となっている理論やアプローチを本ガイドラインにどのように活かすかを検討した。加えて、経営研究調査会研究報告第 40 号「上場会社の不正調査に関する公表事例の分析」(平成 22 年 4 月 13 日)及び同研究報告第 43 号「非営利組織の不正調査に関する公表事例の分析」(平成 22 年 8 月 31 日)等の事例研究、不正発覚企業等の調査担当者へのヒアリング、不正発覚企業等の第三者委員へのヒアリング、不正発覚企業等の会計監査人の審査担当者へのヒアリングも実施した。

本専門部会では、現状の不正調査業務の実務上の問題点を下記のとおりであると認識し、当該問題点を考慮のうえ、経営研究調査会研究報告第 51 号「不正調査ガイドライン」として、平成 25 年 9 月 4 日に公表した。

- ステークホルダーの期待に反して、取引等の違法性を検討する調査のみが実施される場合があり、会計データ・内部統制の調査が不十分であるケースがある。
- 不十分な調査であるにも係わらず、調査報告書が調査委員の作文大会（作文力が不正調査の優越を左右してしまう）となっているケースがある。
- 時間的な制約があるなか、適切な業務配分ができておらず、不完全調査が散見される。
- 不正が発生した要因分析が不十分であり、結果としてそれに基づき策定された是正措置が不十分であるケースがある。
- 調査報告書に「発覚した不正以外の不正の有無を再点検している」と記載があるものの手順が不十分である。

実務上の問題点の改善も取り込んだ本ガイドラインは、「公認会計士が実施する現時点での有意で有用な不正調査業務を取りまとめたもの（本ガイドライン、I 1.(1)）」であり、また、「公認会計士以外の専門家や企業等自ら、更にはステークホルダーが実施する不正調査業務においても有用なもの（本ガイドライン、I 3.(1)③）」であると期待されるため、十分に尊重して活用して頂きたい。なお、監査の基準である「監査における不正リスク対応基準」（平成 25 年 3 月 26 日企業会計審議会）とは全く別のものであることを念のため申し添える。

本稿では、「不正調査ガイドライン」の作成者の一人である筆者が、本ガイドラインの趣旨に則って、読者に特に理解して頂きたいと考えるポイントのみを解説する。なお、記載された事項は筆者の私見であり、筆者の所属する組織および日本公認会計士協会の公式見解ではない。また、本稿と本ガイドラインに相違がある場合は、本ガイドラインの内容が正しいものとして取扱って頂きたい。

【図表 1】本ガイドラインの構成

I. 総論	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正や不正調査に関連する基本概念</li> </ul>
II. 業務受嘱の判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正調査の依頼があった際に、受嘱すべきかの判断で留意すべき点</li> <li>不正調査フローの比較的初期段階で検討すべき内容</li> </ul>
III. 不正調査業務の体制と計画管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>初動調査や実態調査における組織体制</li> <li>業務委託契約書の締結内容、ワークプランの立案</li> </ul>
IV. 不正調査に関係する情報の収集と分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>実態調査において収集する情報とこれらの分析手法</li> </ul>
V. 不正に対する仮説の構築と検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>実態調査で採用されている仮説検証アプローチの概念</li> <li>主要な検証手続と事実認定</li> </ul>
VI. 不正の発生要因と是正措置案の提言	<ul style="list-style-type: none"> <li>実態調査後に実施する不正発生要因の分析と是正措置策定における緊急対応策や抜本的対応策</li> </ul>
VII. 調査報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正調査の依頼者への報告上の留意点や報告書の記載事項</li> </ul>
VIII. 依頼者又は企業等が行うステークホルダー対応への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ステークホルダー対応と公表に際しての適時開示や会計監査人や監査役等への対応</li> </ul>
IX. 業務の終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正調査終了後における文書管理と証拠管理</li> </ul>

出典：経営研究調査会研究報告 51 号「不正調査ガイドライン」(日本公認会計士協会、平成 25 年 9 月 4 日)

## 2. 不正を防止・発見する責任と役割

本専門部会において、一番多くの時間を割いて議論されたものの一つに、不正はどのようにしたら減らすことができるのかということである。多くの専門家が不正を防止するまたは早期に発見するという施策を提示しても、不正は減っていないという仮説のもと議論を行った。本ガイドラインでは、「法律上は、不正を予防・発見する責任(善管注意義務)は取締役・監査役にあるとされている」ものの、「取締役・監査役のみ不正を予防・発見する責任を課したとしても、不正リスクが低減できるとは限らない。」とし、「企業等は、それを取り巻くステークホルダーと一体となって、不正の予防と発見に取り組む」ことが、不正リスクの低減に寄与するという結論に至っている。

例えば、「企業等の行動規範において企業等の従業員による不正を禁止することが規定され、不正を発見した場合に企業等の従業員には通報する責任が課せられ、又は要請」されている。また、「最近の傾向として、不正を予防・発見し、是正措置案を検討することで、企業等の秩序回復や社会的信頼の確保に向けて、企業等だけではなく、企業等のステークホルダーが一体となって取り組むことが社会的にも期待」されている。

こういった取り組みへの社会的期待や社会的要請は、企業等のステークホルダーに向けられていると考えることができる。そこで、「企業等の成長や秩序を阻害する不正をいかにして予防・発見するかは、企業等の特定の部署又は人員のみが考えるのではなく」、前述のように「企業等のステークホルダーの参加のもと、全体で取り組む必要」があるのである。そのためにも、「企業等は、ステークホルダーに対して適切に対応することが重要」であり、「それによって、ステークホルダーからの協力、助言又は指導が期待できる」のである(本ガイドライン、I 2.(3))。

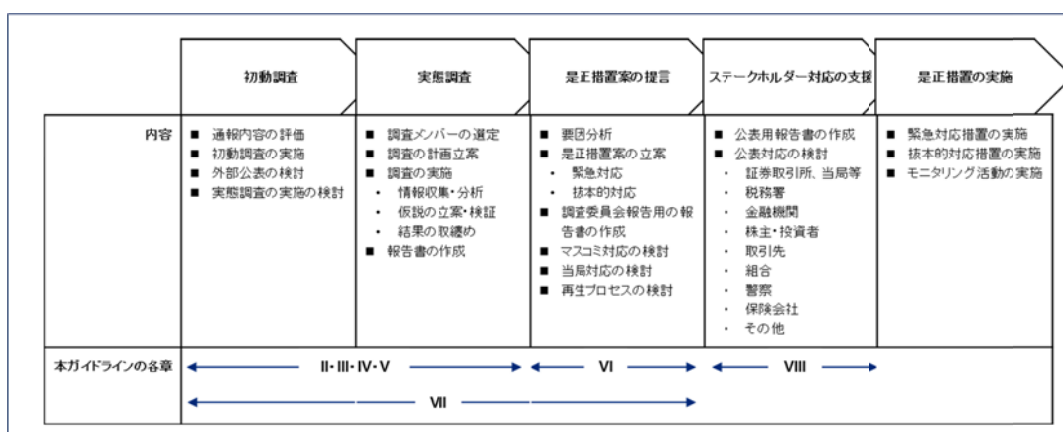
### 3. 不正調査の概念と実施体制

依頼者が公認会計士を単に会計の専門家ととらえている場合、不正に際しての公認会計士への業務依頼も、会計不正に限定される可能性がある。しかしながら、本専門部会の委員を含む公認会計士が実際に受嘱している不正調査の対象は、公認会計士に対する社会的な信頼の広がりとともに、これらよりも広範になってきており、情報漏洩や知的財産の流用といった非資金関連の流出や表示偽装といった非財務関連の不正な報告、さらには贈収賄やその他コンプライアンス違反の調査といった範囲にまで及んでいる。

本ガイドラインは、このような状況等を勘案し、不正調査の対象とする不正を、「法律、規則及び基準(会計基準を含む。)並びに社会倫理からの逸脱行為」、いわゆる不祥事を含む広範なものと定義(本ガイドライン、I 2.(1))し、不正調査を、「企業等自ら又は不正調査の依頼者からの依頼に基づき、不正調査を実施する者が法律、規則、基準(会計基準を含む)及び社会倫理からの逸脱行為に関して、その内容、関与者の特定、手口、影響額、発生要因等を調査し、ステークホルダーへの対応を検討し、是正措置案の検討をするとともに、必要に応じてその後の是正措置の実施状況を監督する一部又は一連の手続」と定義した(本ガイドライン、I 1.(2))。

効果的な不正調査は、前記のとおり、実態調査を実施し、発生要因の分析をしたうえで、再発を防止し、不正によって毀損した企業等の社会的信頼を回復させるまでの一部又は一連の手続であり(図表 2)、企業等の社会的信頼の回復に向けて、「企業等だけではなく、企業等のステークホルダーが一体となって取り組むこと(本ガイドライン、I 2.(3))」が望まれるとしている。そのためにも、不正が発覚した企業等はステークホルダーに適切に対応することが重要である。

【図表 2】企業等が実施する不正調査フローの例



不正調査の実施体制には、第三者委員会、内部調査委員会に専門家の参画、専門家の参画がない内部調査委員会等さまざまな形態が存在する(本ガイドライン、Ⅲ1.)。不正調査の実施体制は、不正調査実施上の判断と同様、不正の手法、不正の容疑者の職位、ステークホルダーへの影響の大きさの程度から慎重に決定すべきであり、情報管理に注意を払いながら、「想定外の状況が生じた場合は、柔軟かつ迅速に不正調査体制を変更する」ことが望まれる(本ガイドライン、Ⅲ1.)。すなわち、企業等の外部者(第三者委員)で不正調査を実施することが重要なのではなく、効果的な不正調査をするために、不正調査の実施体制を決定することが重要である。

#### 【不正調査のフローの理解不足による失敗事例】

不正が発覚した甲社は、社会的責任を果たすために第三者委員会を設置し、調査を依頼した。提出された報告書を見ると、発覚した不正の違法性が延々と検討されているのみであり、財務諸表に与える影響やその他の不正の発生の有無等の検討がなされていなかった。調査報告書が公表された後、発覚した不正と同様の不正が発見されてしまった。

#### 参考文献

日本公認会計士協会経営研究調査会「経営研究調査会研究報告第 51 号「不正調査ガイドライン」の概要等」『会計・監査ジャーナル』通巻 701 号、2013 年 12 月、第一法規。  
小川真人、白井邦芳著『「循環取引」対策マニュアル』(平成 22 年8月、株式会社中央経済社)

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,300 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。